

未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）についてのご注意事項

2023 年までに開設した未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。



ご注意事項

- ① **ジュニア NISA の口座開設・再開は、現在お取り扱いしていません。**
- ② 当行は、ジュニア NISA 対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。
- ③ 2024 年以降、ジュニア NISA 口座においては新たに投資信託の購入(自動積立購入・分配金再投資購入を含みます)はできません。**課税ジュニア NISA 口座（特定口座および一般口座）での投資信託の購入のみ可能**です。
- ④ ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座で運用される資金ならびに、ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座から払い出された資金は、**口座名義人ご本人に帰属する資金に限定**されます。
- ⑤ 払出し制限期間中（その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで）に払い出す場合であっても、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益は、**非課税扱い**となります。
ただし、**ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座を廃止し、全額を払い出す必要があります。**
- ⑥ ジュニア NISA 口座での損失は税務上ないものとされ、特定口座・一般口座で保有するほかの投資信託の売却益や分配金との**損益通算ができません**。
なお、**課税ジュニア NISA 口座における損失については、損益通算が可能**です。
- ⑦ その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の 1 月 1 日以降の払出しは、ゆうちょ銀行または投資信託取扱局において、**18 歳以上の場合には口座名義人ご本人が、18 歳未満の場合には口座名義人ご本人または運用管理者に限り**行うことができます。
- ⑧ ジュニア NISA の口座名義人が 1 月 1 日時点で 18 歳である場合、**その年の 1 月 1 日に NISA 口座が自動で開設されます。**
- ⑨ 口座名義人が 18 歳となった際は、法定代理人の法定代理権が消滅し、原則として**口座名義人ご本人が運用管理を行う必要**があります。
- ⑩ 同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で保有している場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。**原則、先に購入した分から売却**されます。
ただし、同一の投資信託を継続管理勘定と非課税管理勘定で保有している場合、残りの非課税期間が短い年分の残高から先に売却されます。
- ⑪ 非課税期間終了時の継続管理勘定への移管
ジュニア NISA で保有している投資信託は、口座名義人が 1 月 1 日時点で **18 歳未満の場合、非課税期間終了時に継続管理勘定**（2024 年～2028 年の各年 1 月 1 日に利用可能になるロールオーバー専用の非課税枠）に特段の手続きなく**全額移管**（上限なし）され、口座名義人が 1 月 1 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの間（非課税期間は名義人によって異なります）は、引き続き非課税で保有でき、1 月 1 日に成人の課税口座へ移管されます。
なお、継続管理勘定ではなく、特定口座または一般口座への移管を希望される場合は、移管依頼書の提出が必要です。
口座名義人が 1 月 1 日時点で **18 歳以上の場合、非課税期間終了時に課税口座（特定口座または一般口座）に移管**されます。NISA 口座への移管（ロールオーバー）はできません。

補足事項

表面でご説明申し上げたご注意事項についての補足事項です。ご一読いただき、不明な点がございましたら、担当者にお尋ねください。

①について

- ※ ジュニア NISA のご利用対象者は口座を開設した 1 月 1 日において 0 歳~17 歳またはその年に出生した国内居住者である個人です。
- ※ 2023 年までに開設したジュニア NISA 口座では、口座名義人に代わってジュニア NISA の運用管理を行う運用管理者 1 名を、法定代理人から指定していただいております。
- ※ ジュニア NISA のご利用にあたっては、口座名義人の親権者等法定代理人全員による同意が必要です。
- ※ 運用管理者は、口座名義人ご本人のために運用を行い、運用管理者自身のために運用することはできません。
- ※ 運用管理者または法定代理人に変更（異動）等があった場合は、当行に届け出てください。
- ※ 運用管理者の変更（異動）については当行所定の審査があり、審査の結果によっては運用管理者の変更（異動）をお断りする場合があります。

③について

- ※ 課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金および投資信託口座（特定口座または一般口座）により構成されます。
- ※ ジュニア NISA 口座または課税ジュニア NISA 口座で運用している投資信託を売却して払出制限付き通常貯金に入金した資金および新規資金は、課税ジュニア NISA 口座で運用することができます。
- ※ 課税ジュニア NISA 口座では、下記のとおり入金等の機能が大幅に制限されています。
 - ・機械払（キャッシュカード）の利用およびデビット機能の利用はできません。
 - ・定額・定期貯金（担保定額・定期貯金、自動積立定額・定期貯金、満期一括受取型定期貯金、財産形成定額貯金等を含む）の預入はできません。
 - ・自動払込みの申し込みはできません（クレジットカードの決済口座として利用できません）。
 - ・「口座名義人ご本人、運用管理者または運用管理者の委任により指定された方による窓口での入金（払込み）」、または「名義人本人の総合口座・振替口座からの送金」に限ります（預入、振替、振込はできません）。
 - ・国債の購入はできません（他行から当行の課税ジュニア NISA 口座への振替もできません）。
- ※ 課税ジュニア NISA 口座での購入（自動積立購入を含みます）をご希望の場合は、購入申込書で、課税ジュニア NISA 口座を指定してください。ゆうちょダイレクトの場合は、自動的に課税ジュニア NISA 口座での購入となります。
- ※ 課税ジュニア NISA 口座で購入した場合は非課税になりません。
- ※ 課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）で購入している自動積立契約を、ジュニア NISA 口座で購入するよう変更はできません。
- ※ 課税ジュニア NISA 口座とジュニア NISA 口座間では、スイッチングを利用できません。ただし、課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）ではスイッチングが利用できます。
- ※ 2023 年までにジュニア NISA 口座で購入した投資信託を売却・移管しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。そのため、短期間での売買（乗換え）を行うことを前提としたお取引は適しません。
- ※ ジュニア NISA 口座で保有する投資信託の個別元本、運用損益（トータルリターン）の管理は、課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）と合算で管理します。
- ※ ジュニア NISA 口座で保有する投資信託から発生した分配金は、「分配金再投資」または「分配金受取」のいずれかをお選びいただけます。「分配金受取」を選択された場合でも、課税ジュニア NISA 口座（払出制限のある通常貯金）に入金され、払い出す場合はジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座を廃止し、全額を払い出す必要があります。分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなります。また、2024 年以降に再投資する場合、課税ジュニア NISA 口座で再投資されます。分配金受取方法を変更したい場合はお申し出ください。ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座での自動積立は、積立終了年月に 18 歳になる月の前月までの任意の月を指定してください。
- ※ ジュニア NISA 口座での自動積立は、2024 年以降は課税で買付されます。ただし、成長投資枠対象の投資信託を積み立てており、1 月 1 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降に積立終了年月を設定している場合は、18 歳である年の 1 月 1 日の成人 NISA 開設後は非課税扱いとなります。

④について

- ※ 以下の場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。
 - ・口座名義人ご本人に帰属する資金以外の資金により運用が行われた場合
 - ・払い出された資金を口座名義人ご本人以外の方が費消等した場合
- ※ 課税ジュニア NISA 口座（払出制限のある通常貯金）への入金は、「ゆうちょ銀行店舗または投資信託取扱局において、口座名義人ご本人、運用管理者または運用管理者の委任により指定された方による現金での入金」、または「名義人ご本人の総合口座・振替口座からの送金」に限ります。

⑤について

- ※ 払出制限のある通常貯金は払出制限を解除し、引き続き使用することも可能です。

⑦について

- ※ 18 歳未満の口座名義人ご本人のみで払出しを行う場合は、運用管理者の同意書が必要です。
- ※ 名義人が未成年者で婚姻している場合または婚姻していた場合は、名義人様ご本人が運用管理を行いますので、速やかに当行に届け出てください。

⑨について

- ※ 適合性の確認のため、口座名義人ご本人に来店・来局していただく必要があります。来店・来局していただけない場合、口座名義人ご本人の適合性が確認できるまで、すべての取引の注文を行うことができません。また、入金および出金の各制限を解除できず、他口座からの振込を受け付けることもできません。

⑪について

- ※ ジュニア NISA 口座で購入した投資信託を NISA 口座に移管することはできません。
- ※ ジュニア NISA 口座で保有している投資信託を課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）へ移管する場合、移管時点の時価評価額が課税ジュニア NISA 口座での取得額とみなされます。
- 非課税期間終了前の継続管理勘定への移管
非課税期間終了前に、ジュニア NISA で保有している投資信託を継続管理勘定へ移管する場合、移管できる金額の上限は 80 万円までです。
- ※ 移管できなかった投資信託は、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定で保有されます。
- ※ 移管は、移管時点の時価評価額で行われます。
- ※ 同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。
- ※ 当行貯金事務センターで手続きを行うため、お届出日から移管完了までお時間をいただきます。
- ※ 12 月中の受け付けはできません。
- ※ お届出日から事務センターでの手続きまでの間に、当該ファンドの解約を行った場合、移管依頼書に記載した口数を移管できない可能性があります。

【ゆうちょダイレクト（インターネットおよび電話）のご利用にあたっての説明事項】

ゆうちょダイレクトで未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

項番	ご注意事項
1	ゆうちょダイレクトの利用申し込みは、口座名義人が 18 歳未満の場合、運用管理者のみ可能です。 （口座名義人が 18 歳以上の場合は、口座名義人ご本人の適合性確認後、口座名義人が利用申し込みを行ってください）
2	口座名義人が 18 歳未満の場合、ゆうちょダイレクトのお客さま番号 (ID) およびログインパスワード等は、口座名義人あてに通知しますが、運用管理者が管理し、口座名義人の 18 歳の誕生日前日までは運用管理者が取引を行ってください。
3	ゆうちょダイレクトを利用している場合は、口座名義人が 18 歳となった以降の窓口での口座名義人の適合性確認時に、利用の廃止を届け出ていただきます。引き続き、ゆうちょダイレクトの利用を希望される場合には、改めて口座名義人ご本人がゆうちょダイレクトの利用をお申し込みください。

(ゆうちょダイレクト利用申込書の記入例)

ゆうちょダイレクト利用申込書兼変更・廃止届書 事務センター用①

ゆうちょダイレクトについて、ゆうちょダイレクト規定その他関係規定と同様 ▲ 強盗、犯罪のある者、最終口座を
のうえのとお申し込みします。ご利用の申込みを記入してください。 ※ 多の申込み、回数を記入してください。 ※ 変更の欄は必ずご記入ください。

お申込口座 口座・通帳記号 ▲ 番号 (左詰めでご記入ください) お申込日 (ご記入) 2023年 5月 8日

おとこ 郵便番号 100-8793 東京都千代田区大手町 2-3-1 運用管理者 投信 一郎

おなまえ フリガナ トクシン タロウ 投信 太郎

電話番号 03-1234-5678

ダイレクトサービス(パソコン・スマートフォン)の申し込み・限度額変更・廃止
ご希望のお手続きの欄に✓印をつけてください。
新規・変更または変更された場合は、①の欄にご記入ください。廃止を選択された場合は②の記入は不要です。

ダイレクトサービス
 新規
 変更
 廃止
 1日の送金限度額 0 万円
 ① 口座・通帳記号が 0 (ゼロ) から始まる口座 (後者口座) の場合
 ② 口座開設日 (ご記入) の場合

ダイレクトサービスをお申し込みの場合、ジュニア NISA 専用の決済口座は、送金を利用することができないため「0 円」とご記入ください。(トークンをご利用いただけません)

テレホンサービス(音声(電話)・FAX)の申し込み・変更・廃止
ご希望のお手続きの欄に✓印をつけてください。
新規または変更された場合は、①の欄にご記入ください。廃止を選択された場合は②の記入は不要です。

テレホンサービス
 新規
 変更
 廃止
 ① 電話番号 4140
 ② 口座開設日の利用有無
 利用する
 利用しない
 ③ 口座開設日利用電話番号

テレホンサービスをお申し込みの場合、ジュニア NISA 専用の決済口座は、口座間送金を利用することができないため「利用しない」にチェックしてください。

投資信託テレホンサービスの申し込み・変更・廃止
ご希望のお手続きの欄に✓印をつけてください。
新規または変更された場合は、①の欄にご記入ください。廃止を選択された場合は②の記入は不要です。

投資信託テレホンサービス
 新規
 変更
 廃止
 投資信託口座記号 5132187654321
 ① 電話番号 2枚目に電話番号をご記入ください。

投資信託テレホンサービスをお申し込みの場合、2枚目に、取扱内容の照会の際に必要な4桁の数字をご記入ください。

ダイレクトサービスの廃止・再申し込みの際のご注意
 ・口座開設日の10:00から15:00に限り、ダイレクトサービスが利用できなくなる場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ・ゆうちょダイレクトで開設した口座は、ダイレクトサービスをご利用できない場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ・ゆうちょダイレクトで開設した口座は、ダイレクトサービスが利用できなくなる場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ・ゆうちょダイレクトで開設した口座は、ダイレクトサービスが利用できなくなる場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ・ゆうちょダイレクトで開設した口座は、ダイレクトサービスが利用できなくなる場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ・ゆうちょダイレクトで開設した口座は、ダイレクトサービスが利用できなくなる場合があります。変更や廃止の際は、事前に電話予約をいただく必要があります。
 ※3枚目の「お客さま控え」は、お客さまご自身で大切に保管してください。

ゆうちょダイレクトをご利用になるジュニア NISA 専用の決済口座の記号番号をご記入ください。

運用管理者のお届け印を押印してください。

お申込口座にご登録の住所をご記入ください。(「運用管理者 ○○ ○○」も記入してください)

ダイレクトサービスをお申し込みの場合、ジュニア NISA 専用の決済口座は、送金を利用することができないため「0 円」とご記入ください。(トークンをご利用いただけません)

テレホンサービスをお申し込みの場合、ジュニア NISA 専用の決済口座は、口座間送金を利用することができないため「利用しない」にチェックしてください。

投資信託テレホンサービスをお申し込みの場合、2枚目に、取扱内容の照会の際に必要な4桁の数字をご記入ください。

※ 次の場合は、ゆうちょダイレクトの利用申し込みの際に、窓口で適合性の確認をさせていただいた後、口座名義人様ご本人にお申し込みいただけます。
 ・口座名義人様が 18 歳以上の場合や未成年者で婚姻している場合または婚姻していた場合
 (上記の箇所は、口座名義人様が 18 歳未満の場合や、未成年者で婚姻していない場合または婚姻していなかった場合に限った記入例です)

本表は改正年月時点のものであり、今後変更される可能性があります。